

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書</b></p> <p style="text-align: center;">平成14年3月11日 02 - 制度 - 00015                      沿革 平成14年10月4日 一部改正                      平成15年9月24日 一部改正                      平成16年7月9日 一部改正                      平成17年3月29日 一部改正                      平成18年3月20日 一部改正                      平成18年12月27日 一部改正                      平成19年2月27日 一部改正                      平成20年2月22日 一部改正  <u>平成21年3月19日 一部改正</u></p> <p style="text-align: center;">（以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鉄道車両）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた輸出契約等については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第4に掲げる輸出契約等については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、代金等の決済が起算点後2年未満に行われる輸出契約等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書</b></p> <p style="text-align: center;">平成14年3月11日 02 - 制度 - 00015                      沿革 平成14年10月4日 一部改正                      平成15年9月24日 一部改正                      平成16年7月9日 一部改正                      平成17年3月29日 一部改正                      平成18年3月20日 一部改正                      平成18年12月27日 一部改正                      平成19年2月27日 一部改正                      平成20年2月22日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">（以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鉄道車両）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（てん補範囲等）</p> <p>第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた輸出契約等については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第4に掲げる輸出契約等については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、代金等の決済が起算点後2年未満に行われる輸出契約等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p>	

新	旧	備考
<p>一 輸出契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上GS格、GA格、GE格、EE格又はEA格に格付けされており、当該輸出契約等の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>二 輸出契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上EM格又はEF格に格付けされている場合</p> <p>イ 当該輸出契約等の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>ロ 当該輸出契約等の契約金額が500億円以下である場合(ILCにより代金等が決済される場合を除く。) 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>三 輸出契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該輸出契約等の契約金額が<u>25億円以上</u>である場合(契約金額が500億円以下であるものについてILCにより代金等が決済される場合を除く。) 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失 (保険価額及び保険金額)</p> <p>第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物(二以上の時期に分割して輸出、販売又は賃貸すべきときは、各時期において輸出、販売又は賃貸すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物)の額</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく代金等(二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。以下同じ。)の額</p>	<p>一 輸出契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上GS格、GA格、GE格、EE格又はEA格に格付けされており、当該輸出契約等の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>二 輸出契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上EM格又はEF格に格付けされている場合</p> <p>イ 当該輸出契約等の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>ロ 当該輸出契約等の契約金額が500億円以下である場合(ILCにより代金等が決済される場合を除く。) 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>三 輸出契約等の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該輸出契約等の契約金額が<u>50億円以上</u>である場合(契約金額が500億円以下であるものについてILCにより代金等が決済される場合を除く。) 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失 (保険価額及び保険金額)</p> <p>第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく輸出貨物又は仲介貿易貨物(二以上の時期に分割して輸出、販売又は賃貸すべきときは、各時期において輸出、販売又は賃貸すべき当該輸出貨物又は仲介貿易貨物)の額</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約にあっては、輸出契約等に基づく代金等(二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。以下同じ。)の額</p>	

新	旧	備考
<p>2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合には100分の80</p> <p>二 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ ロに掲げる以外の輸出契約等に係るもの 100分の80</p> <p>ロ 前条第6項第1号、第2号イ又は第3号に係るもの 100分の80を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ ロに掲げる以外の輸出契約等に係るもの 100分の97.5</p> <p>ロ 附帯別表第5に掲げる輸出契約等に係るもの 100分の100(ただし、非延払部分(代金等の額のうち、OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本及び当該元本に付随する金利の額以外の部分をいう。以下同じ。)については100分の97.5)</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ ロ、ハ又は二に掲げる以外の輸出契約等に係るもの 100分の90</p> <p>ロ 前条第6項各号に係るもの(同項第2号ロに係るものにあつては、輸出契約等の契約金額が<u>25億円未満</u>のものを除く。) 100分の90を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>ハ 附帯別表第5又は附帯別表第6に掲げる輸出契約等に係るもの 100分の95(ただし、非延払部分については100分の90)</p> <p>ニ 附帯別表第5又は附帯別表第6に掲げる輸出契約等のいずれにも該当しない2年以上案件(輸出契約等のうち、代金等の決済が決済起算点後2年以上にわたって行われるもの(代金等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを除く。)をいう。以下同じ。)の輸出契約等に係るもの 100分の95を上限とし</p>	<p>2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合には100分の80</p> <p>二 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ ロに掲げる以外の輸出契約等に係るもの 100分の80</p> <p>ロ 前条第6項第1号、第2号イ又は第3号に係るもの 100分の80を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ ロに掲げる以外の輸出契約等に係るもの 100分の97.5</p> <p>ロ 附帯別表第5に掲げる輸出契約等に係るもの 100分の100(ただし、非延払部分(代金等の額のうち、OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本及び当該元本に付随する金利の額以外の部分をいう。以下同じ。)については100分の97.5)</p> <p>二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合</p> <p>イ ロ、ハ又は二に掲げる以外の輸出契約等に係るもの 100分の90</p> <p>ロ 前条第6項各号に係るもの(同項第2号ロに係るものにあつては、輸出契約等の契約金額が<u>50億円未満</u>のものを除く。) 100分の90を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率</p> <p>ハ 附帯別表第5又は附帯別表第6に掲げる輸出契約等に係るもの 100分の95(ただし、非延払部分については100分の90)</p> <p>ニ 附帯別表第5又は附帯別表第6に掲げる輸出契約等のいずれにも該当しない2年以上案件(輸出契約等のうち、代金等の決済が決済起算点後2年以上にわたって行われるもの(代金等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを除く。)をいう。以下同じ。)の輸出契約等に係るもの 100分の95を上限とし</p>	

新	旧	備考
<p>て日本貿易保険が保険契約ごとに定める率（ただし、非延払部分については100分の90）</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>輸出組合理事長名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第1～附帯別表第6（略）</p>	<p>て日本貿易保険が保険契約ごとに定める率（ただし、非延払部分については100分の90）</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>輸出組合理事長名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p>附帯別表第1～附帯別表第6（略）</p>	